

受講規定

第1条（受講資格）

CID-UNESCO-TOKYO（以下『当会』という。）にてワークショップ・レクチャーの受講を希望する方は、当会の趣旨に賛同し、本規約その他当会の定める事項を確認した上、これらを遵守する事を承諾した方に資格を与えるものとします。

第2条（受講資格取得）

『CID ユネスコワールドダンスコンGRESS 2014』にてワークショップ・レクチャーの受講を希望する方は、所定の申込手続きを行い、当会からの登録承認連絡を受領した時点で資格を取得したものとします。

第3条（資格取得後の変更）

資格取得後、当会へ届け出た内容に変更が生じた場合は、遅延なくその旨を書面にて届け出てください。

第4条（受講の取り消し）

受講の取り消しを希望する場合は必ず当会へ連絡すること。その際、すでに支払われた費用の返金には応じかねます。未納金がある場合にはこれを完納していただきます。

第5条（除名等）

当会は、次の各号に該当する場合、受講資格を取り消すことができるものとします。

- （1）飲酒等により正常な受講ができないと認められた方。
- （2）公序良俗に反する行為があった場合。
- （3）伝染病、その他他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する方。
- （4）他の受講者または第三者の迷惑になるような行為をした場合
- （5）本規約、その他当会の定めた規定事項に反する行為があった場合。

第6条（規約等の遵守の義務）

受講者は、本規約及びその他当会が定める運営・管理に関する事項を遵守しなければなりません。

第7条（改定等）

当会は、規定等の変更を必要とする場合は、随時改定できるものとし、その効力は全てに及ぶものとします。この場合、受講資格取得者は、改定に対し異議申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をすることができないものとします。

第7条（施行）

2013年11月25日より施行いたします。